

カトリック甲山墓園納骨所使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、西宮市立甲山墓園内にあるカトリック甲山墓園納骨所（以下「納骨所」という）における遺骨の納骨、使用ならびに維持管理について必要な事項を定めています。

(維持管理)

第2条 この納骨所の維持管理、運営および名簿等の管理は、大阪教区本部事務局長（以下、「事務局長」という）を代表者とし、大阪教区本部事務局（以下、「事務局」という）が行います。

(申込者の資格)

第3条 この納骨所へ使用申込みができるのは、大阪教区内小教区に所属する信者及びその親族とします。ただし、大阪教区内小教区と特別な関係があると事務局長が認める場合、この限りではありません。

(納骨所使用申込と承諾)

第4条 この納骨所の使用を希望される方は、別に定める「納骨所使用申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、事務局へ申込み、事務局長の承諾を得なければなりません。

- 2 事務局長が、前項の申込を承諾し、申込者から使用料の納付を受け「使用許可書」（様式2）を発行したとき申込者は納骨所使用者となります。

(使用料)

第5条 この納骨所の使用料は、被収蔵者1名につき50,000円（消費税別。プレート代金等は別途必要です）とします。ただし、小教区として使用申込する場合の使用料は、被収蔵者数にかかわらず1件50,000円（消費税別）とします。

- 2 使用料は、物価の変動等により不相当となった場合、改定する事があります。
- 3 既納の使用料は返還いたしません。

(納骨)

第6条 この納骨所は合葬共同墓であり、納骨後の出骨はできません。

- 2 納骨するときは、別に定める「納骨届」（様式3）に使用許可書と市町村区長発行の火・埋葬許可書または、改葬許可書を添えて事務局に提出し、許可を受けたうえで担当司祭の立会のもとに納骨してください。
- 3 ご遺骨は支給の袋に入れて納骨していただきます。

(プレート)

第7条 プレート代金は被収蔵者1名につき20,000円（消費税別）とします。プレートに刻銘するのは、霊名、被収蔵者名、誕生・帰天年月日の3項目です。また、プレート刻銘と同じ内容のメモリアルタブレットが付属されます。

- 2 刻銘の字体、意匠およびプレート取り付け位置、時期等は事務局に一任になります。

(使用者の通知義務)

第 8 条 使用者は使用許可書等に記載された事項に異動があった場合、速やかにその旨を事務局に届け出てください。

(禁止行為)

第 9 条 この納骨所にておいて次の行為を禁止します。

- (1) カトリックの典礼、儀式及び慣行を無視、又はさまたげる行為。
- (2) 風致を害するような行為。
- (3) 墓地に関する法令、またはこの管理規程に定める事項に違反する行為。

(納骨所の墓参)

第 10 条 墓参に際し、次の事項に留意し、他に迷惑を及ぼさないように心がけてください。

- (1) 納骨所周辺の清掃は使用者が行ってください。
- (2) 取り替えられた供花は必ず指定された場所に棄ててください。
- (3) 供物等は、放置しないでください。

(寄付金)

第 11 条 事務局は、この納骨所の維持管理に関する経費支弁に供するため使用者から寄付金をあおぐことができます。

(規程の改廃)

第 12 条 本規程の改廃および使用料の改定は、事務局が教区司教の承認を受けて行います。

附則

- 1 本規程は、2012 年 11 月 1 日から施行します。
- 2 2019 年 10 月 1 日より使用料とプレート代の消費税を内税から外税に変更した。
- 3 この規程及び変更項目の施行は教区司教の承認済である。

以上